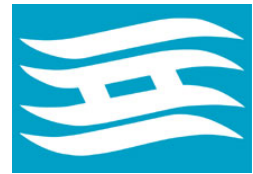


兵庫県公報

令和2年9月4日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

教育委員会規則	ページ
○ 兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則等の一部を改正する規則	1
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	2
○ 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則等の一部を改正する規則**（教育委員会規則第12号）
性的少数者の人権擁護の観点から、生徒の定時制及び通信制の課程に係る併修を許可した場合に校長が交付する併修許可書の様式の性別欄を削除する等、関係規則について所要の整備を行うこととした。
- 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**（教育委員会規則第13号）
使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第3号）のうち、兵庫県立但馬文教府の利用料金の基準額に係る改正規定の施行期日を令和2年9月7日とすることとした。
- 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部を改正する規則**（教育委員会規則第14号）
兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月4日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第12号

兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則等の一部を改正する規則

（兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則の一部改正）

第1条 兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第11条中第1項中「様式第1号による」を「別に定める」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

「男

様式第4号中 ・ を削る。

女」

（兵庫県立高等学校学事通則の一部改正）

第2条 兵庫県立高等学校学事通則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第1項中「様式第1号又は様式第1号の2による」及び「様式第1号による」を「別に定める」に改め、同条第2項中「様式第2号による」を「別に定める」に改める。

様式第1号から様式第2号までを次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

別記様式第5号中「別記様式第5号」を「別記様式第5号（第13条関係）」に改め、
 「男
 ・ を削る。
 女」

（兵庫県立特別支援学校学事通則の一部改正）

第3条 兵庫県立特別支援学校学事通則（昭和50年兵庫県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「入学願書（様式第1号）」及び「入学願書（様式第2号）」を「別に定める入学願書」に改める。

第4条中「様式第3号」を「別記様式」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年9月4日

兵庫県教育委員会
 教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第13号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第3号）附則第3号に規定する教育委員会規則で定める日は、令和2年9月7日とする。



兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月4日

兵庫県教育委員会
 教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第14号

兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則（昭和38年兵庫県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「講堂兼体育室」を「体育室」に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月7日から施行する。